

条番号	現行	変更後
第1条 サービス内容等	2. 対象書面 —	2. 対象書面 <u>(5) 本サービスのご利用開始後は、電子交付された対象書面の郵送による交付は行われなくなります。</u>
	4. 利用対象者 (1) 当行は、次に掲げる全ての条件を充足するお客さまに対し本サービスを提供いたします。 A. みずほダイレクト[インターネットバンキング]のご契約をされていること B. <u>[投資信託・円定期預金]：投資信託口座または円定期預金口座を開設されており、みずほダイレクト[インターネットバンキング]の利用口座に登録済であること</u> [ローン]：みずほ住宅ローン等のご利用があり <u>みずほダイレクト</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること [公共債]：公共債をご利用中であり、 <u>みずほダイレクト</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること	4. 利用対象者 (1) 当行は、次に掲げる全ての条件を充足するお客さまに対し本サービスを提供いたします。 A. みずほダイレクト[インターネットバンキング]のご契約をされていること B. <u>[投資信託]：投資信託口座を開設されており、みずほダイレクト[インターネットバンキング]の利用口座に登録済である等みずほダイレクト[インターネットバンキング]のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること</u> [ローン]：みずほ住宅ローン等のご利用があり <u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること <u>[円定期預金]：円定期預金口座を開設されており、みずほダイレクト[インターネットバンキング]の利用口座に登録済である等みずほダイレクト[インターネットバンキング]のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること</u> [公共債]：公共債をご利用中であり、 <u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できていること
	(2) (1)の規定にかかわらず、当行は、円定期預金口座を開設されているお客さままたは公共債口座を開設されているお客さまのうち、 <u>みずほダイレクト</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できているお客さまに対して、本契約がなくとも本サービスを提供する場合がありますが、当行は本サービスの一部または全部について提供する義務を負うものではありません。	(2) (1)の規定にかかわらず、当行は、円定期預金口座を開設されているお客さままたは公共債口座を開設されているお客さまのうち、 <u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u> のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できているお客さまに対して、本契約がなくとも本サービスを提供する場合がありますが、当行は本サービスの一部または全部について提供する義務を負うものではありません。

条番号	現行	変更後
第 7 条 解約等	1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。お客さまが本サービスを解約する場合には、当行所定の方法で当行に意思表示するものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、解約前に電子交付された書面を閲覧することができなくなる場合があります。また、解約前に電子交付された書面は、第 1 条に定める通り、郵送はされません。電子交付された書面の保存は、お客さまの責任とします。	1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。お客さまが本サービスを解約する場合には、当行所定の方法で当行に意思表示するものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、解約前に電子交付された書面を閲覧することができなくなる場合があります（<u>再度本サービスをお申込みいただいた場合も同様です</u>）。また、解約前に電子交付された書面は、第 1 条に定める通り、郵送はされません。電子交付された書面の保存は、お客さまの責任とします。
	2. <u>みずほダイレクト</u>が解約された場合（<u>みずほダイレクト</u>の代表利用口座に設定されている普通預金口座が解約された場合を含みます。）は、自動的に本サービスは解約されるものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、<u>みずほダイレクト</u>を再度ご契約された場合にも、解約前に電子交付された書面を閲覧することができなくなる場合があります。また、解約前に電子交付された書面は、第 1 条に定める通り、郵送はされません。電子交付された書面の保存は、お客さまの責任とします。	2. <u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u>が解約された場合（<u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u>の代表利用口座に設定されている普通預金口座が解約された場合を含みます。）は、自動的に本サービスは解約されるものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、<u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u>を再度ご契約された場合にも、解約前に電子交付された書面を閲覧することができなくなる場合があります。また、解約前に電子交付された書面は、第 1 条に定める通り、郵送はされません。電子交付された書面の保存は、お客さまの責任とします。
	3. 投資信託口座を解約した場合または住宅ローン完済後に当行が定める一定期間を経過した場合は、自動的に本サービスは解約されるものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、解約前に電子交付された書面を閲覧することはできなくなります。	3. 投資信託口座を解約した場合または住宅ローン完済後に当行が定める一定期間を経過した場合は、自動的に<u>当該投資信託口座または住宅ローンにかかる</u>本サービスは解約されるものとします。本サービスの解約にともない、電子交付済の書面について、当行はお客さまから消去の指図をいただいたものとし、解約前に電子交付された書面を閲覧することはできなくなります（<u>再度本サービスをお申込みいただいた場合も同様です</u>）。
	4. 第 1 条第 4 項(2)の規定により、本サービスを利用しているお客さまについて<u>みずほダイレクト</u>のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できなくなった場合、それ以降に電子交付される書面については、閲覧できないことがあります。	4. 第 1 条第 4 項(2)の規定により、本サービスを利用しているお客さまについて<u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u>のご契約者と同一のお客さまであることを当行が把握できなくなった場合、それ以降に電子交付される書面については、閲覧できないことがあります。
	5. <u>みずほダイレクト</u>が利用停止となった場合においても、本サービスは自動的に解約されません。	5. <u>みずほダイレクト[インターネットバンキング]</u>が利用停止となった場合においても、本サービスは自動的に解約されません。

条番号	現行	変更後
第 9 条 免責事項	1. 以下の事由により生じた本サービスの誤作動、処理の遅延、機能の全部または一部の使用不能・停止による損害について、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は不法行為責任、債務不履行責任、担保責任その他一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。 （1）災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由 （2）通信経路における通信機器、回線、インターネット、コンピューター等の障害または盗聴による情報の漏洩 （3）お客さまが管理する電子機器の不正使用、もしくは<u>みずほダイレクト</u>の「お客さま番号」等の偽造、変造、盗用、または不正使用等	1. 以下の事由により生じた本サービスの誤作動、処理の遅延、機能の全部または一部の使用不能・停止による損害について、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は不法行為責任、債務不履行責任、担保責任その他一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。 （1）災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由 （2）通信経路における通信機器、回線、インターネット、コンピューター等の障害または盗聴による情報の漏洩 （3）お客さまが管理する電子機器の不正使用、もしくは<u>みずほダイレクト</u><u>[インターネットバンキング]</u>の「お客さま番号」等の偽造、変造、盗用、または不正使用等
なし（規定最後尾）	（2023 年 7 月 8 日現在）	<u>（2024 年 8 月 11 日現在）</u>